

## 子どもの安全に係わる緊急対応ガイドライン(島本町教育委員会)

緊急度の分類	事例	対応	備考
<b>緊急度 1</b>	①国や大阪府より一般的な情報提供があった場合。 ②町内や近隣市からの不審者情報があり、差し迫って危険がないと思われる場合。	*各学校園に対し FAX 及び文書等で通知。	
<b>緊急度 2</b>	①府内や近隣府県で子どもに係わる事案等が発生した場合。 ②町内で軽微な事件、事故が起こった場合。 (校区内の火事、サル等の出没)	*各学校園に対し FAX 及び文書等で通知。 *危機管理室・コミュニティ推進課へ通知。	事案により 近隣市へも 情報提供。
<b>緊急度 3</b>	①近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が町内に移動する可能性がある場合。 ②町内で不審者による声かけ等の事案が発生し、犯人がまだ付近にいる可能性ある場合。	*各学校園に対し 電話通報。並びに FAX 及び文書で通知。 *危機管理室・コミュニティ推進課・健康福祉部へ通知。 *協力団体への通知 (別紙伝達表)	事案により 集団登下校 待機 複数登下校。 見守り協力 要請。
<b>緊急度 4</b>	①学校襲撃予告、学校爆破予告。あるいは子どもに危害を加える等の予告があった場合。 ②子どもへの声かけ、車等による追尾、露出等の痴漢行為が連続して発生している場合。	*緊急対応。 *各学校園長に対し 電話通報。並びに FAX 及び文書で通知。 *危機管理室・コミュニティ推進課・健康福祉部へ通知。 *協力団体への通知	事案により 職員召集。 集団登下校 待機 複数登下校。 見守り協力 要請。
<b>緊急度 5</b>	①凶悪犯が学校に侵入。あるいは凶器を持って学校付近にいる場合。 ②町内において子どもの連れ去りや子どもへの傷害等の事案が発生した場合。	*緊急対応。 *警察の指示及び連動による対応。 *各学校園長に対し 電話通報。 ●緊急対応には、府教委、 近隣市への通報含む	場合により 対策本部の 設置